

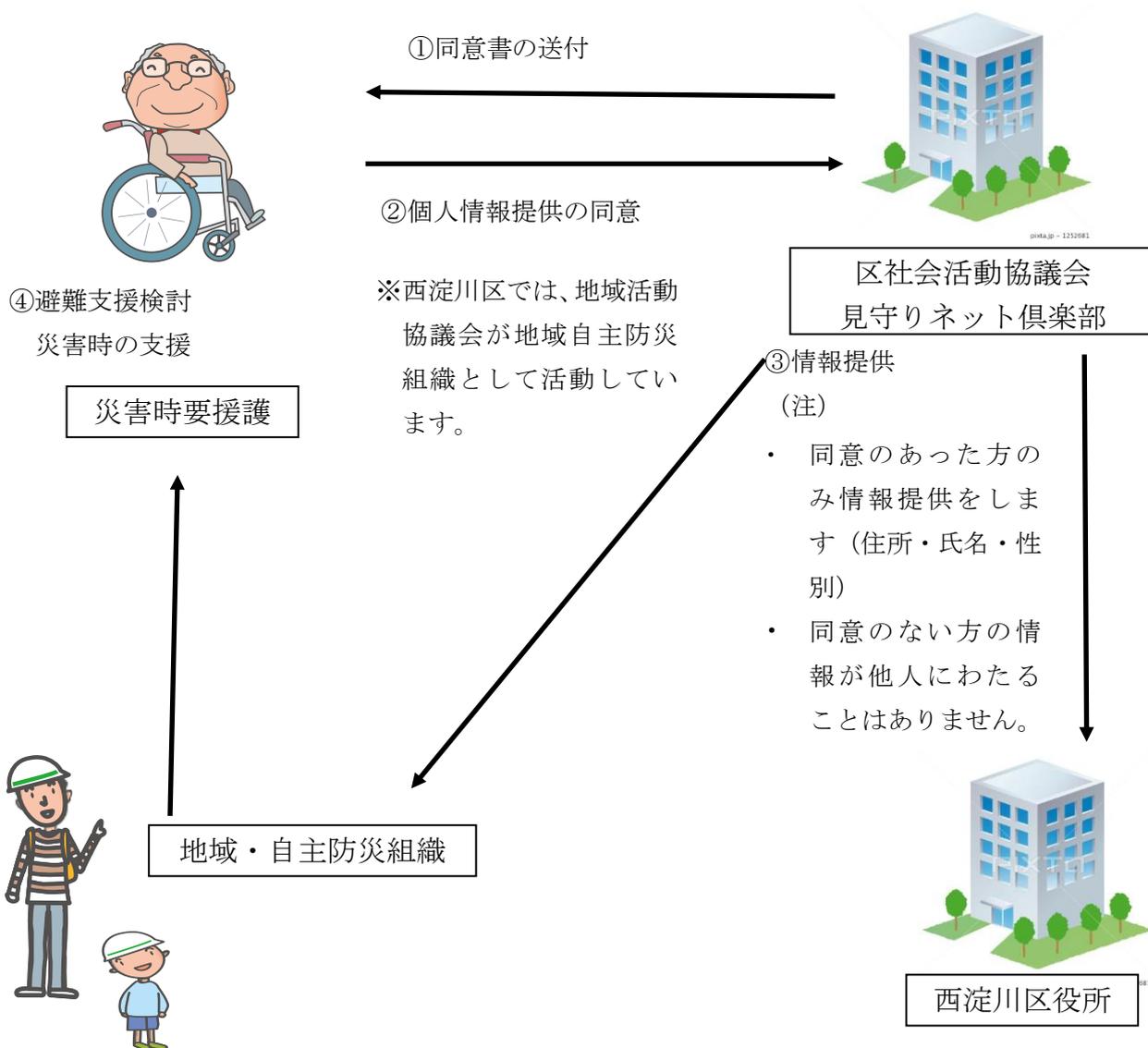
②災害時要援護者支援推進事業

1) 西淀川区保有情報に基づく避難行動要支援者情報の把握、管理

区役所が通常施策を実施するために収集している要配慮者情報を利用して、「災害時要援護者名簿」を毎年更新し、地域の自主防災組織へ個人情報を提供することの同意確認を実施し、同意を得られた方についての名簿を作成しています。

2) 各地域の自主防災組織による「個別避難支援プラン」の策定

災害時要援護者の避難を支援するため、平常時から西淀川区社会福祉協議会と協力して、支援を必要とする方を対象に地域住民自らが継続的・日常的に見守る仕組みをつくる活動（見守りネット倶楽部）を進めています。また地域活動協議会の防災部会や福祉部会と一緒に、要援護者の避難支援を進めて参ります。



6 区災害対策本部

(1) 組織計画

災害の恐れがある場合や災害が発生した場合は、区災害対策本部を設置し、次の災害対策活動を行います。

《区災害対策本部の主な活動》

- (1) 被害情報の把握
- (2) 被害状況の調査
- (3) 要援護者の状況調査
- (4) 避難所開設及び支援
- (5) 救援物資の確保

西淀川区災害対策警戒本部

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないときまたは設置するまでの間に設置。

- ・本市域で震度4を観測したとき
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）*2が発表されたとき



西淀川区災害対策本部

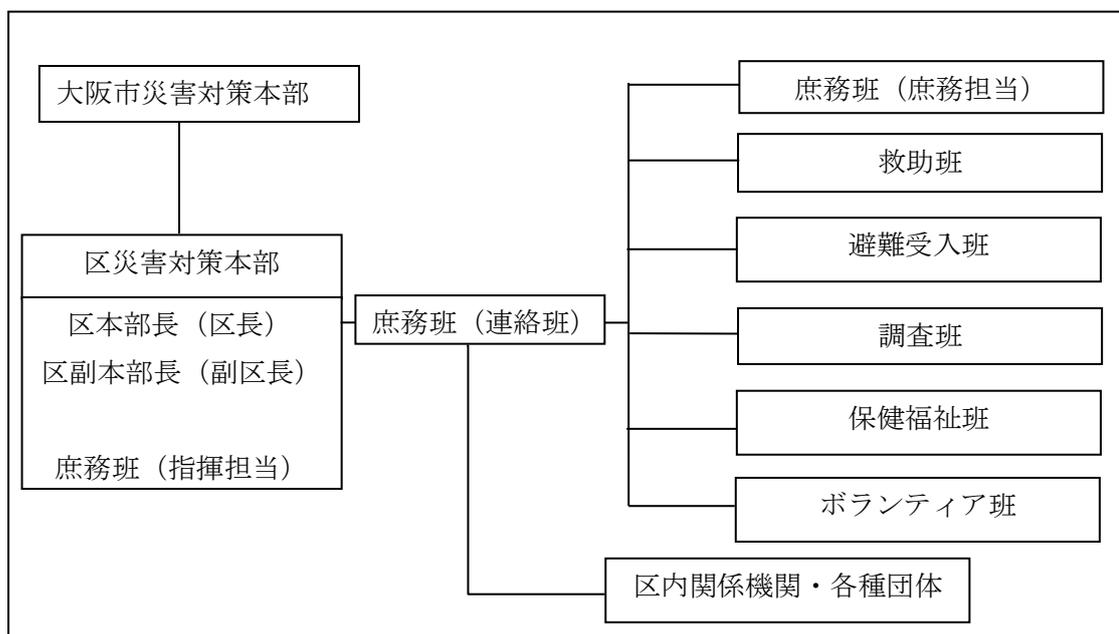
市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全市をあげた災害対策活動を要すると認められるときに設置

- ・市域で震度5弱以上を観測したとき
- ・市域に大津波警報又は津波警報*1が発表されたとき

※1 津波警報又は津波注意報のみ発表された場合は、津波避難対象区に本部を設置・又は体制を設け、活動状況等により変更する。

※2 観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁が発表する情報

西淀川区災害対策本部組織図（令和2年2月29日現在）



(2) 動員計画

災害の状況に応じて、市で定めた基準に基づき職員が参集し活動します。

震度等	動員	動員人員	参集場所
震度6弱以上 大津波警報	1号動員	全員	直近参集／所属参集
震度5強 津波警報 ^(注)	2号動員	指定職員	直近参集／所属参集
震度5弱			所属参集
震度4	3号動員	指定職員	所属参集
津波注意報 ^(注) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、又は巨大地震注意）発表	4号動員	指定職員	所属参集

西淀川区役所の職員動員数 (令和元年7月1日現在)

班名	主な活動分担	1号動員	2号動員	3号動員	4号動員
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 各班の連絡調整 関係機関への応援協力要請 被害情報の収集 ボランティアの調整 他の班に属さないこと 	29	17	13	5
救助班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の応急救助 救助物資の調達保管及び配給 被災証明書の発行 	6	2	1	
避難受入班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の誘導 被災者の受入と避難所の状況把握 	88	45	14	
調査班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査 	9	4	1	
保険福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の医療救護 防疫、保健衛生に関すること 区医師会等との連絡調整 	19	6	2	
合計		151	74	31	5

(2) 緊急区本部員

勤務時間外に大阪市域に震度4以上の地震が発生すると、緊急区本部員に指名された区役所職員19名（原則として、徒歩・自転車等により30分以内に区役所まで集まることができる者）が速やかに自動参集し、地震発生直後の対応を行います。

※勤務時間外に大阪市域に震度5強以上の地震が発生すると、緊急区本部員だけでなく、直近参集者（区内居住で区役所以外に勤務する大阪市職員で指名された者、令和2年2月29日現在44名）も区役所に自動参集し、区役所職員と連携して初期対応から災害応急対策活動に取り組みます。